

北海道告示第10807号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年2月21日までに北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年10月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ小樽手宮店・ラッキー衣料館手宮店・マックスバリュ手宮店
小樽市手宮1丁目120番6、11
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
片倉コープアグリ株式会社 代表取締役 野村 豊
東京都千代田区九段北1丁目8番10号
日本製粉株式会社 代表取締役 近藤 雅之
東京都千代田区麴町4丁目8番地
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時から午後10時まで
(変更後) 24時間
- (4) 変更する年月日
平成28年10月7日
- (5) 変更する理由
マックスバリュ北海道株式会社の荷さばきを行う時間帯を変更するため

2 届出年月日

平成28年10月6日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成28年10月21日（金）から平成29年2月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
- (3) 縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分まで
- (4) その他
縦覧については、小樽市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は小樽市へ問い合わせること。